

原告 荒川照明外4名
被告 茨城県知事 大井川 和彦

意見陳述書

2023年（令和5年）3月23日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一

第1 初めに

原告ら第4準備書面の内容について陳述します。

この準備書面では、本件予定地が、「道路を新設することなく、周辺住民に危険を及ぼすことのない安全な搬入路を確保できる状況」にはなかったことについて、具体的に主張しました。

第2 大型車両の通行量が著しく多くなること

- 1 本件予定地のさらに西側の先には、2箇所の産業廃棄物中間処理施設が存在しています。そのため、今でも多数の大型トラックや大型ダンプカーといった大型車両が通行しています。
- 2 令和2年8月から9月に実施された交通量調査によれば、油繩子交差点から本件処分場予定地までの間までの区間の調査地点のうち大型車両の通行量のもっとも多い地点では、午前7時から午後7時までの12時間の通行量は、268台となっています。
- 3 本件処分場の稼働が開始した後は、茨城県の説明では、1日100台程度の大型車両が廃棄物を搬入するとされています。交通量としては倍の1日200台と計算されることとなります。とすると、12時間に468台となり、これまでの倍近い通行量となります。
これは、1時間に39台、約1分32秒に1台という計算となります。廃棄物を運搬する車両の集中する時間帯にはもっと短い間隔で大型車両が行き交う時間帯もあるはずで、後述のように大型車両の通行を規制する時間帯を設けるときは、それだけ規制のない時間帯の通行量が増えることとなります。
- 4 このように、今までも大型車両の通行によってある程度危険な状況にあったものが、一段と深刻なものになります。
- 5 梅林道路及び県道37号線の幅員からすると、大型ダンプがすれ違うときなどは路肩ぎりぎりに走行することとなります。したがって、路肩を通行する歩行者や自転車にとっては危険を感じるものとなりますが、本件処分場ができれば、そうした機会が倍近くに増えることとなります。

第3 通学路への影響

- 1 梅林道路は、諏訪小学校の通学路になっています。同小学校からみて梅林道路の向かい側の、梅林道路より北側の地域にある住宅地に居住している小学生は、ふれあい橋と呼ばれる鮎川にかかった歩行者用の橋を渡り、梅林道路を横断して通学しています。
- 2 茨城県は説明会などで登下校時間帯の交通規制等の安全対策に触れています。しかし、朝の登校時間帯は規制することができるとしても、下校時間は生徒によってバラバラなので、規制することは困難であり、生徒が少人数で梅林道路を歩いているところの脇を大型車両が通るといった場面が増加することとなります。特に大型車両どうしがすれ違うときなどは路肩を歩く小学生のすぐ脇を大型車両が通行するといった事態が生ずることとなり、本件処分場の建設によってこうした場面が増加することとなります。

第4 保育園への影響

- 1 梅林通りの沿道には、ゆなご保育園とつくしんぼ保育園の2つの保育園があります。
- 2 つくしんぼ保育園には、現時点では職員43名、園児113名が在籍しています。同保育園では、今でも大型車両が保育園の近くを通ると保育士の声が聞こえなくなり、会議中の発言が聞こえない状態となることとなります。大型車両の通行量が増えればさらにそうした状態が悪化することとなります。
- 3 同保育園では、午前中の散歩は大切な日課と位置づけています。
散歩のコースに梅林道路が入ることもありますが、今でも大型車両が通行するたびに、飛び石で子供が傷ついたり排気ガスで健康を害したりすることを心配しながら行っています。これが倍近くにまで増えることとなれば、もはや梅林道路を歩くことは避けるしかなくなります。

- 4 散歩の際に諏訪梅林に行くこともあります。特に夏には水遊びをする場所になっています。諏訪梅林に行くには梅林道路を歩いて行くしかありません。保育士たちは、これ以上大型車両が増えたらもう諏訪梅林には行けなくなると感じています。
- 5 保護者が子どもたちの送迎に使う駐車場のうち5箇所は梅林道路に面しています。送り迎えのときはこの駐車場と保育園の間を子どもを連れて歩くわけですが、今でも子どもを歩かせてあるいは抱っこして歩く脇を大型車両が通るたびに危険を感じています。

小学校と同様に、登園の時間帯に大型車両の通行を規制するとしても、迎えの時間は人によって様々ですから規制は困難です。また、通行を規制する時間帯を作ると、その他の時間帯の通行量が増えることとなり、そうした時間帯と散歩の時間帯が重なることも起こりえます。

また、駐車場から梅林道路への車の出入り、特に駐車場から車を出すときに危険を感じるがあります。大型車両が増加すれば、危険を感じるだけでなく、朝などは出勤に間に合わなくなるといった懸念もあります。
- 6 以上はつくしんぼ保育園の状況ですが、ゆなご保育園も似たような状況であると推察されます。

第5 諏訪梅林への来訪者への影響

諏訪梅林は市民のいこいの場となっており、梅林に接して鮎川が流れているので、子どもたちが川遊びをする場所ともなっています。

この諏訪梅林の駐車場から諏訪梅林に行くには県道37号線を渡らなければなりません。この県道を渡る場所付近の県道37号線は、梅林より北方面に向かってカーブになっており、北方面から来る車が視界に入るのが道路を横断する直前になって見えにくく、今でも危険を感じるがありますが、本件処分場ができれば、そうした機会も倍近くに増えることとなります。

第6 騒音・振動の増加

梅林道路及び県道37号線の沿道には住宅が建ち住民が居住しています。こうした住民は今でも大型車両の騒音や振動に悩まされています。住民説明会では、今でもダンプカーが通るとテレビの音が聞こえなかったり、会話が聞き消される位うるさいとか、車両通行の騒音や振動が今でもひどい状況なので、配慮してほしいといった声が出ていました。本件処分場ができれば、こうした状況がさらに深刻となります。

第7 油繩子交差点の通行への影響

廃棄物を搬入して帰る大型車両の多くは、油繩子交差点から6号国道を右折して帰ることとなります。油繩子交差点手前の右折車線が短く、そのため、今でも油繩子交差点手前の梅林道路は右折待ちの車が並んで渋滞することが多い状況です。本件処分場ができれば、そうした状況がさらに深刻になります。

また、右折車線が設けられている箇所の道路幅も広くはありません。そのため、大型車両が同交差点手前の右折車線に並んで待機するときは、道路巾一杯に車両が並ぶこととなり、他の車両の通行にも危険を感じ、また、その脇を歩行する歩行者にも危険を感じさせることとなりますが、本件処分場ができれば、こうした機会が倍近くに増えることとなります。

第8 住民の反対や懸念の声は必然的なものだった

被告は、搬入路の新設は本件候補地に決めてから後に、住民説明会での住民の声などを受けて政策判断で決めたものであるといった主張をしています。しかし、住民から反対や懸念の声が出ることは本件候補地の周辺の道路事情からみて必然的なものでした。ということは、搬入路の新設も必然的なものだったというべきです。

第9 まとめ

このように、本件候補地は道路を新設することなくして処分場を建設することはできない場所だったのです。被告のこの点に関する事実の評価は明白に合理性を欠いていました。そうした誤った事実評価に基づいて本件候補地を選定し、その結果、新設道路と一体となった評価をした場合には、3つの候補地のうちで最も事業費が高額になり、自然環境への影響、生活環境への影響、事業効率性についての評価において、最も評価が低くなる本件候補地が選定されたわけです。これは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかな結果にほかなりません。

したがって、違法性の判断枠組みにてらして、本件処分場予定地の選定の違法性は明らかです。

以上